

■八代市坂本町復興まちづくり計画(案)に対する意見募集の結果

1. 意見募集の期間 令和4年2月22日（火）から3月11日（金）まで

2. 意見の件数 92件 （2団体、6個人）

3. 意見の種類 4. 意見の取扱い

（1）要 望（計画に関するもの）	28件	（1）反 映（意見を踏まえ内容の修正等を行ったもの）	9件
（2）要 望（その他）	29件	（2）参 考（今後の業務の参考とさせていただくもの）	26件
（3）提 案	15件	（3）補 足（寄せられた意見に対して市の考え方を補足説明するもの）	57件
（4）その他	20件		

No.	該当箇所	意見の内容	意見に対する本市の考え方	意見の種類	意見の取扱い
1	復興まちづくり計画全般	本計画と「坂本町復興計画」との関係性、連動性、補完性について教えてください。また、本計画を実行する主体は、各地域振興会及び各地域振興会の住民となる、ということでしょうか。また、地域振興会を横断する坂本町全体の復興は「坂本町復興計画」に基づいて既に進行中、という理解でよろしいでしょうか。	令和3年2月に策定した「坂本町復興計画」は基本理念の実現に向け、3つの基本目標を掲げ、坂本町全体の復興を着実に推進していくことを目指しており、その進捗については、計画に基づくロードマップを作成し市ホームページに掲載しているところです。 また、旧小学校8校区ごとの課題や想いを踏まえ、それぞれの個性・特徴を活かしたまちづくりを考える必要があります。このことから、「復興まちづくり計画」としてとりまとめを行ったところであり、各地区でのまちづくりを進めていくことが、坂本町全体の地域振興につながると考えています。 なお、地区別計画に基づく取組の進め方としては、住民ひとりひとりが主役となり、住民自治協議会、地域振興会、自治会、市政協力員、八代市などが連携し外部からの支援をいただきながら復興に向けた取組を進めていくこととしています。 いただいたご意見を踏まえ、上記の考え方について追記します。	(4)その他	(1)反映
2	P2 第1章 計画の概要 1.計画策定の目的	創造的復興とありますが、八代市としてこの言葉の意味や考え方についてどのように捉えているのか教えてください。また、この計画案のどの部分が創造的復興なのか教えてください。	令和2年7月豪雨災害において、地域住民が災害前と比較して、より安全・安心で、快適に暮らしていただけるようなまちづくりを、ハード・ソフトの両面において進め、坂本町が将来にわたり持続可能な発展する地域となるよう取り組むことを、創造的復興と捉えています。この計画案は地区別のまちづくり計画やインフラ整備を掲げておりますが、これらも創造的復興に向けた取組みのひとつであると考えています。 なお、計画案の構成を見直し、地区別の計画とそれを支える主な取組みとして整理を行いました。	(4)その他	(1)反映
3	P5 第1章 計画の概要 5.計画の期間	この計画案は今後5年間となっているようですが、その間の住民への説明会や住民との協議会や計画見直しのスケジュールが明記されていません。また、熊本県の緑の流域治水計画は10年計画のようですが、市として本計画終了予定の5年後に新たな計画を策定する予定はあるのか、この2点について教えてください。	「坂本町復興まちづくり計画」のP5に記載しているとおり、地区別計画（旧小学校8校区）は毎年見直しを行うこととしており、見直しにあたっては計画期間の変更・延長を含め、地域住民に相談しながら進めています。	(4)その他	(3)補足
4	P10 第2章 地区別復興まちづくり計画	各地域振興会毎の表側に表記されています各懇談会で住民から出ました様々な「課題」が、裏面の「プロジェクト」に反映されておらず、消失しております。この消失の判断は誰が、いつ、どのように、どのような理由で決められたのか教えてください。	できるだけ課題に対応するよう「復興まちづくりプロジェクト」のとりまとめを行っています。しかしながら、全ての課題への対応は困難であり、地区別懇談会での住民のご意見を基に作成しています。今後、その他の課題やご意見につきましても、地域住民と関係団体や行政等が一体となり検討していくこととしています。	(4)その他	(3)補足
5	P10 第2章 地区別復興まちづくり計画	全ての地区でマイトimelineの作成が明記されていますが、その具体的な作成方法や内容について教えてください。	現在、出前講座で作成支援を行っています。今後、旧小学校8校区での研修などを検討します。また、熊本県のホームページ（下記URL参照）でも作成支援を行っています。https://portal.bousai.pref.kumamoto.jp/timeline/#/	(4)その他	(3)補足

No.	該当箇所	意見の内容	意見に対する本市の考え方	意見の種類	意見の取扱い
6	-	鮎婦社会教育センターは小学校が閉校になった時の機材や書類などが残っており、整理されていないように見受けられますので、是非この機会に整理して頂きたい。	鮎婦社会教育センターに限らず他の社会教育センターにおいても閉校時の機材や書類等が残ったままで施設の老朽化も進んでいることから、利用状況や集約化に向けた取組と併せて検討しています。	(2)要望(その他)	(2)参考
7	-	鮎婦社会教育センターのグラウンドは山間地域の鮎婦においては、唯一ヘリコプターが離着陸できる所のように思います。ヘリポートとして、活用できないでしょうか。	ご指摘のとおり当該グラウンドはヘリポートとして活用できる場所と捉えており、八代市地域防災計画においてヘリポートとして指定しています。	(2)要望(その他)	(3)補足
8	-	鮎婦社会教育センターの入り口はかなりの坂道になっております。救急搬送などの時に支障をきたさないように、道路のかさ上げなどの方法で改善できないでしょうか。	消防本部に確認しましたが、救急搬送に支障をきたさないとのことでした。いただいたご意見は参考とさせていただきます。	(2)要望(その他)	(2)参考
9	-	鮎婦社会教育センターが地域住民の避難所として活用されるように充実を図っていただきたい。	鮎婦社会教育センターについては、避難所としての活用に向けて、トイレに関する要望をいただいていた。令和4年度中に施設の入り口付近へ多目的トイレを設置することとしています。	(2)要望(その他)	(3)補足
10	-	登俣川の砂防ダム（坂本町鮎婦に809番地〇〇宅上50M）は自治会要望書にて数度、砂防ダム内の土砂の撤去をお願いしております。平成23年度までは九州電力様の助成により砂防ダム内の土砂撤去が行われましたが、それ以降砂防ダム内は土砂が満杯のままになっております。令和2年7月の豪雨には、ダム下流域の波消しブロックが下流へ押し流され、ダム下流に大きな陥没場所ができております。また、豪雨時〇〇宅下の橋には押し流された流木や岩が障害となり、濁流は道路に溢れて下流域にある家屋へ浸水しました。	砂防ダムの土砂撤去については、管理者である熊本県に対し、要望を行っています。また、河川内の陥没についても現地調査を実施し、同様に復旧要望を行っています。今後も引き続き要望を行っていきます。	(2)要望(その他)	(2)参考
11	P58 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 1.災害公営住宅の整備	1.災害公営住宅の整備 ①西部地域への居住希望者が居るとの声を聞く。再度調査し、希望があれば公営住宅の建設を進めて欲しい。	坂本町住民自治協議会が実施されたアンケートでは、災害公営住宅を西部地区に整備して欲しいと希望された方は、9名と聞いています。市で行った調査では、西部地区への希望の被災者は1名でしたが、その後取り下げられ、現在はいらっしゃいません。現在、仮設住宅の延長希望に伴い被災者の住まいの再建方法等について相談を受けています。今後、ある程度まとまった希望者がいらっしゃれば、市営住宅などの整備を検討していきます。	(2)要望(その他)	(3)補足
12	P58 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 1.災害公営住宅の整備	1.災害公営住宅の整備 ②当初国に要求した災害公営住宅の34戸とR4.1月時点の申込の22戸との差12戸の扱いはどうなるのか。	ご指摘の34戸はおおよその建設地域を示した時点（令和3年6月）で募集した入居希望者数です。その後、国県との協議を経て建設場所、建物構造等を正式決定し、本申込みの数を以て建設戸数を確定しています。災害公営住宅は、被災者からの申込戸数を基に建設することになりますので、差の戸数は建設しないこととなります。	(4)その他	(3)補足
13	-	1.災害公営住宅の整備 ③坂本駅周辺に建設予定の災害公営住宅については、募集締め切り日を延長するとのことであるが、早急に具体的な最終期限日等を決定し、住民に周知して欲しい。	坂本駅周辺の災害公営住宅については、募集を締め切っています。しかしながら、坂本駅周辺の災害公営住宅の国への補助金申請時期は令和4年秋頃となりますので、それまでは建設戸数を増減することが可能です。自立再建が難しくなった被災者の方からの入居希望や、逆に辞退の相談があれば、その時期までは個別に応じたいと考えています。	(2)要望(その他)	(3)補足
14	P64 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 2.坂本支所を中心とした生活サービス拠点の形成	2.坂本支所を中心とした生活サービス拠点の形成について ①支所周辺の嵩上げについて市の計画発表では3mとなっている。災害時の支所機能を確保するためには交通インフラの確保を含めた、堤防からの全体的な3mの嵩上げが必要。	球磨川水系緊急治水対策プロジェクトによって安全性が高まることを踏まえ、より安全性を確保するため現地盤より3m程度のかさ上げ等を実施することとしています。	(1)要望(計画に関するもの)	(3)補足
15	P64 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 2.坂本支所を中心とした生活サービス拠点の形成	2.坂本支所を中心とした生活サービス拠点の形成について ③住民の利便性を考慮し、支所・郵便局等の各施設を一棟に集約し、これに必要な駐車場100台分のスペースを確保する。（市職員の駐車場は別途敷地外に設ける。）	支所周辺に整備する施設の規模等を踏まえ、必要な駐車台数等を検討します。	(1)要望(計画に関するもの)	(3)補足

No.	該当箇所	意見の内容	意見に対する本市の考え方	意見の種類	意見の取扱い
16	P68 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備	3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 ①防災拠点が2箇所計画されているが緊急時の交通アクセスに問題がある。防災拠点まで安全に通行できるよう道路の拡幅、整備及び新設が必要。 ア.県道破木・二見線及び市道合志野中鶴線の道路の拡幅及び整備。	県道破木二見線は、二見下大野町の山之口公民館から五島橋までの区間を現在、整備中です。今後も県に対し、継続的な道路整備について要望を行っています。 市道合志野中鶴線は、危険な箇所から順次整備の検討を行います。	(1)要望(計画に関するもの)	(2)参考
17	P68 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備	3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 ①防災拠点が2箇所計画されているが緊急時の交通アクセスに問題がある。防災拠点まで安全に通行できるよう道路の拡幅、整備及び新設が必要。 イ.林道坊ノ木場・葉木線の新設。	林道については、迂回路機能を持たせたものや林業振興につながるものなど多数のご意見をいただいております、その可能性について市でも検討を行っています。 現在、被災した林道の復旧を最優先で行っており、被災していない林道については舗装や法面改良等の整備を行う計画としていところ。です。 ご要望いただいた林道についてはJR肥薩線上部を通るルートでもあることから、可能性を整理した上で今後の方向性を示します。	(2)要望(その他)	(3)補足
18	P68 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備	3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 ②各地域の指定避難所については、その地域の実情に合わせた変更が必要。住民の意向を考慮して対応して欲しい。	指定避難所を変更する際は、住民の意向及び地理的状况(土砂災害警戒区域・浸水深・避難路)を考慮して決定することとしています。	(2)要望(その他)	(2)参考
19	-	3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 ③自主運営避難所についても、地区の要望等を踏まえ適切な対応が必要。	物資の支援も行うこととしていますが、ノウハウなどの提供を求めるご意見もいただいております。まずは、自主運営避難所制度の創設に向けて、その考え方を説明させていただき、ご意見を求めることとしています。	(2)要望(その他)	(2)参考
20	-	3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 ④衛星電話について、各地域に配備されているが、孤立化の恐れがある地区については、増配備が必要。 (例:板ノ平、木々子、日光、辻、責・川原谷、瀬戸石、枳ノ俣)	災害時の連絡手段の確保に向けて、いただいたご意見も参考に検討していきます。	(2)要望(その他)	(2)参考
21	-	3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 ⑤緊急時の対応としてドクターヘリポートは各地域に1か所の確保が必要であり、早急な対応をして欲しい。	坂本地区においては9カ所のヘリコプター臨時離発着場を指定しています。同地区は山林に囲まれている地形上、ヘリコプター臨時離発着場として登録可能な場所の選定については慎重な検討が必要です。なお、災害時には、熊本県が定める「災害時におけるドクターヘリ運航要領第8条第2項」の規定により、本市が指定する臨時離発着場以外での運用もできますので、他の場所の活用についても、関係機関と協議を行っています。	(2)要望(その他)	(3)補足
22	-	3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 ⑥今回の災害ではボートによる救助事例が多数見受けられた。救助用として各地域にゴムボートの配備が必要。(使用については注意事項等事前研修が必要。)	救助用ゴムボートの配備については、危険性を認識されており、配備可能な地区や責任の所在等の検討が必要です。まずは住民自治協議会、市政協力員及び消防団との協議を行います。	(2)要望(その他)	(2)参考
23	-	3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 ⑦自主防災組織の充実は重要であり、マニュアルのガイドライン等を早急に作成し、参考資料として各地区へ配布の上、指導が必要。	坂本町においては全地域に自主防災組織が設置されています。より一層の活動の活性化につながるよう、八代市ではその支援等を行う登録防災士制度を創設しました。引き続き資料等を配布するとともに、登録防災士とも協力しながら助言を行います。	(2)要望(その他)	(2)参考
24	-	3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 ⑧緊急時の迂回路については、先に各地域から要望しているが、その後の計画・進捗状況はどうなっているか。早急に示して欲しい。	現在、関係部署と協議を行っており、今後現地調査を行うこととしています。調査結果を踏まえて、緊急性の高い危険な箇所から部分的な改良などの整備を順次進めていく予定です。 また、林道の整備について、多数ご要望いただいておりますが、被災した林道の復旧を最優先で行っており、短期で可能なものや長期的に考える必要があるものなど整理した上で示します。	(2)要望(その他)	(3)補足
25	復興まちづくり計画全般	4.まちづくり計画(地区別計画) ①八代市坂本町復興計画と地区別の復興まちづくり計画は連動性が重要であり、坂本町復興計画に沿った進め方が必要。	ご意見のとおり「坂本町復興計画」と「坂本町復興まちづくり計画」は関連しており、坂本町の復興へ向けた取組を進めていくうえで一体として進めていく必要があると考えています。	(4)その他	(3)補足

No.	該当箇所	意見の内容	意見に対する本市の考え方	意見の種類	意見の取扱い
26	復興まちづくり計画全般	4.まちづくり計画（地区別計画） ②地区別計画の進め方についてはリードする組織が重要になってくる。その地域に合わせた主体となる組織化が必要であり市のフォローを求める。	地区別計画を進めていくための仕組み作りが必要と考えています。引き続き、地域住民と一緒に検討を進めていきたいと考えています。	(1)要望(計画に関するもの)	(3)補足
27	-	5.その他 ①被災者の気持ちは日々揺れ動くため、その心情を十分に理解し被災者の意向に沿った対応をして欲しい。	被災された地域住民の意向に沿った生活再建ができるよう「地域支え合いセンター」と連携し訪問や面談を通して、不安や不明な点等の解消に努めるなど、寄り添った支援を実施していきます。	(2)要望(その他)	(3)補足
28	P68 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備	【意見の内容】 八代市坂本町復興まちづくり計画（案）にあります防災拠点及び指定避難所等に地下水を活用した防災井戸（別紙参考図-1、2）の設置を提案させていただきます。 【理由】 今回策定されました復興計画の『避難しやすい避難所の体制づくり』には、生活用水が必要となりますが、豪雨による自然災害時には停電になり上水道が使用できなくなることが想定されます。 特に、防災拠点、指定避難所等では、トイレ等の生活用水の確保が必要になります。 また、新型コロナウイルス感染症等の感染予防のための手洗いにも使える防災井戸による地下水の活用を検討していただきたく提案させていただきます。 さらに八代市区では、日奈久断層による地震発生の可能性が特に高い地域であり、地震などの災害により上水道が使用不可能になるなどの状況が想定されるため、地震などの災害に強い、防災井戸による地下水の活用について検討をお願いします。 なお、他の災害協定同様、防災井戸につきましても、県内地方自治体と協定を締結していると聞いておりますので、八代市におかれましても締結できれば、なお一層防災機能が充実すると思います。 （詳細な説明が必要な場合は、ご連絡いただければ伺います。）	生活用水の確保に向けては、防災井戸、雨水の貯留など、様々な方法を含めて検討していくこととしています。 いただいたご意見につきましては、今後の検討の参考とさせていただきます。	(3)提案	(2)参考
29	復興まちづくり計画全般	①まちづくり計画（案）全体の構成について （地区別計画について） 坂本町は、人口減少が著しく、8つの地域振興会による活動も、担い手不足で維持が難しくなり、近年は、坂本町として、ひとつにまとまってる地域づくりに向けて動こうとしていました。 今回の復興まちづくり計画では、8つの地域に分けて、地域の課題の検討、プロジェクトの作成をされていますが、これまでの坂本町の動きと逆行するもので、さらに、令和2年7月豪雨災害により、人口が激減したため、プロジェクトの実現可能性が、かなり低いのではないかと思います。 たしかに、8つの地域、それぞれに異なる文化や取り組みがありますので、地区別のプロジェクトが必要な部分もあるかとは思いますが、プロジェクトの内容を読むと、坂本町全地域に共通する内容が多くあると思います。 例えば、中谷地域のプロジェクト3の「令和2年7月豪雨の被災箇所や状況を記録し、今後の災害対応や防災教育などに活かします」、藤本地域のプロジェクト3の「林業を再生するために、専門家・技術者の派遣や補助金制度の検討等、各種支援を図ります。」など、一部の地域だけではなく、全地域において必要ではないかという取り組みが記載されています。 このような、全地域が必要だと思われる取り組みについて、記載されていない地域では、取り組みをされないのでしょうか？ 共通する内容は、「坂本町プロジェクト」として、まとめて掲載した方がいいのではないかと思います。	旧小学校8校区ごとの課題や想いを踏まえ、それぞれの個性・特徴を活かしたまちづくりを考える必要があります。このことから、「復興まちづくり計画」としてとりまとめを行ったところであり、各地区でのまちづくりを進めていくことが、坂本町全体の地域振興につながると考えています。 ご意見の坂本町全体に共通する部分につきましては、今後、坂本町の復興を進めていくうえでも必要と考えられますので、地区別計画の取組を進めていくうえでの体制づくりとあわせ検討を行います。	(1)要望(計画に関するもの)	(3)補足
30	P58 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 1.災害公営住宅の整備	②災害公営住宅の整備について 被災者が、住み慣れた坂本町で住まいを再建する手段として、災害公営住宅の整備しか、市の方針はないのでしょうか？宅地造成などはないのでしょうか？	住まいの再建は自立再建を基本としますが、被災者の中で、自立再建が難しいと考えられる方のために市が整備する公営住宅が災害公営住宅です。被災された方々の一日も早い住まい再建について、国土交通省及び熊本県と連携し集落ごとの説明会等を実施しているところですが、別の場所での再建をお考えの方につきましては、復興推進課または復興まちづくり相談窓口（坂本支所）まで連絡ください。	(1)要望(計画に関するもの)	(3)補足
31	P8 第2章 地区別復興まちづくり計画 (3)地区別復興まちづくり計画に基づく取組の進め方	③P8. 4. 計画策定の検討体制について 「復興まちづくりは、住民の皆さまと一緒に連携しながら進めていく必要があります。」 誰と住民が連携する必要があるかがわかりません。また、この計画の主体は誰（どこ）でしょうか？	いただいたご意見を踏まえ、P8に市政協力員、住民自治協議会、地域振興会、自治会、八代市など、関係者が連携し随時見直しを行うことを明記します。	(1)要望(計画に関するもの)	(1)反映

No.	該当箇所	意見の内容	意見に対する本市の考え方	意見の種類	意見の取扱い
32	P2 第1章 計画の概要 4.計画策定の検討体制 P64 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 2.坂本支所を中心とした生活サービス拠点の形成	④「賑わいの再生」について P8,P16の「賑わい」とは、八代市は、どういうことをイメージされているのでしょうか。 仮に、賑わいを「人が集まるなどしてにぎやかになる。」という意味にすると、そもそも、近年、坂本支所付近は「にぎわう」場所ではなかったの、「賑わいの“再生”」というフレーズは、支所付近の再建に関しては、そぐわないと思います。	従来から、支所周辺は生活サービス機能が集まった「まちの中心」であったと捉えています。今後の支所周辺の整備により賑わいの場所（人が集まる場所）となる「まちの中心」として再生していきたいと考えています。	(1)要望(計画に関するもの)	(3)補足
33	復興まちづくり計画全般	⑤「地域の役割」について 各地域のプロジェクトに記載のある「地域の役割」の「地域」とは、どの範囲を想定していますか？	P6の地区別復興まちづくり計画の概要に記載しておりますとおり、地域とは旧小学校8校区です。	(1)要望(計画に関するもの)	(3)補足
34	P8 第2章 地区別復興まちづくり計画 (3)地区別復興まちづくり計画に基づく取組の進め方	⑥P24. 図 11 地区別復興まちづくり計画に基づく取組イメージ 地域の担い手が少ないため、外部人材が必要不可欠です。地域おこし協力隊、地域支え合いセンター、外部組織（大学・学校・企業・団体など）も、取り組みに参加してもらうよう、イメージ図に追加をお願いします。	ご意見を踏まえ、P8の(3)地区別復興まちづくり計画に基づく取組の進め方、図4地区別計画に基づく取組のイメージに外部からの支援について追記します。	(1)要望(計画に関するもの)	(1)反映
35	P8 第2章 地区別復興まちづくり計画 (3)地区別復興まちづくり計画に基づく取組	⑦「地区別計画は「令和4年3月時点版」であり、引き続き検討を行いながら、随時見直ししていくこととします。」という記載について。 いつ、だれが、どのような方法で見直しをしていくのかの明記をお願いします。見直し・検討の際は、住民も参加できるようにお願いします。	いただいたご意見を踏まえ、P8に市政協力員、住民自治協議会、地域振興会、自治会、八代市など、関係者が連携し随時見直しを行うことを明記します。	(1)要望(計画に関するもの)	(1)反映
36	-	⑧空き家の利活用について 行政の役割として、「空き家バンクの利用促進」とありますが、ここ数年、坂本町の物件の登録はなく、空き家バンクのシステムが機能していません。機能していないシステムを役割として提示されても、プロジェクトとして遂行できるのか疑問があります。他の取り組み・役割の検討をお願いします。（例）空き家の（災害）公営住宅化など。	空き家バンクは、空き家の所有者から空き家物件情報を収集し、空き家を利用したい方へその情報を提供する仕組みです。八代市では空き家の物件情報をホームページ上で公開しています。 坂本町での空き家バンクの登録はこれまで4件で、多いとは言えません。 ニーズに合致した物件を数多く取り入れることが出来るようにPRや空き家の所有者への周知に力を入れていきたいと考えています。	(1)要望(計画に関するもの)	(2)参考
37	-	⑨空き地の活用について 家屋が解体された跡地が多く、被災地域の多くが空き地になっています。植花活動など、地域の景観を良くする活動やその他イベント等に活用できるような取組が必要だと思います。	ご意見のように空き地が増えておりますが、民地であることから慎重な検討が必要と考えています。いただいたご意見も参考に地域住民とともに検討していきたいと考えます。	(3)提案	(2)参考
38	P64 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 2.坂本支所を中心とした生活サービス拠点の形成	⑩坂本支所付近について 住民の利便性を高めるために、食料品・生活用品が購入できる商店の設置をお願いします。 また、医療機関の整備については現在検討中とのことですが、歯科、リハビリ施設、障害者の事業所も被災し、坂本町からなくなりました。被災した2カ所の保育園も、坂本町内での再建を断念されていますが、共生のまちづくりの視点から、高齢者・障がい者・子どもも安心して過ごせる施設の整備をお願いします。	ご意見のあった商店や、高齢者・障がい者・子どもが安心して過ごせる施設については、関係する事業者などの意見を聞きながら検討していきます。	(1)要望(計画に関するもの)	(3)補足
39	P68 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備	⑪防災拠点について 防災拠点について、求められる機能として、「自衛隊等の救援活動等の拠点としての機能」「支所としての機能（支所機能喪失時）」「緊急物資等の集積基地としての機能」「現地災害対策本部としての機能（支所機能喪失時）」をあげてありますが、いざという時に迅速に使用するためには、普段からその施設に慣れ親しんでいる必要があると思います。令和2年7月豪雨災害の際、坂本中学校に備蓄があったそうですが、いざというときに、備蓄倉庫が開かず、開けるのに大変だったという話を聞いています。 全国的にみると、「防災道の駅」の整備がされている場所があります。豪雨災害で、道の駅坂本も被災し、今後、本格的な再建に向けて検討されると思いますが、新しい防災拠点と、坂本町内外の人が訪れる場所である道の駅を、合わせて検討していただけたらと思います。	ご意見のとおり、備蓄倉庫などの防災施設や衛星携帯電話などの災害時用備品は、普段から使用できる体制にしておくことが必要と認識し訓練に盛り込むなど、そのための工夫をすることとしています。 なお、道の駅坂本は浸水想定区域内であるため、防災道の駅の候補とすることが難しいと聞いています。防災道の駅として、登録できない場合でも復旧にあたっては、防災機能の強化も検討していくこととしています。	(1)要望(計画に関するもの)	(2)参考

No.	該当箇所	意見の内容	意見に対する本市の考え方	意見の種類	意見の取扱い
40	P2 第1章 計画の概要 1.計画策定の目的	第1章 計画の概要 1.計画策定の目的について 【意見】 現在の「計画策定の目的」の文章では、この計画の復興にかかる位置づけ、計画の方針、計画の実施主体がわかりにくい。ここでは、計画の目的という項目出しより、計画の前段として計画の位置づけ（役割や他の計画との関係）や方針、計画期間を記載し、広く八代市民にわかるようにしてほしい。	旧小学校8校区ごとの課題や想いを踏まえ、それぞれの個性・特徴を活かしたまちづくりを考える必要があります。このことから、「復興まちづくり計画」としてとりまとめを行ったところであり、各地区でのまちづくりを進めていくことが、坂本町全体の地域振興につながると考えています。 なお、地区別計画に基づく取組の進め方としては、住民ひとりひとりが主役となり、住民自治協議会、地域振興会、自治会、市政協力員、八代市などが連携し外部からの支援をいただきながら復興に向けた取組を進めていくこととしています。 いただきましたご意見を踏まえ、上記考え方について追記します。	(1)要望(計画に関するもの)	(1)反映
41	復興まちづくり計画全般	第1章 計画の概要 1.計画策定の目的について 【意見】 特に、これだけ大きな復興事業を進めるにあたり、計画の位置づけについては、復興計画では記載されなかった市の総合計画との関連も記載すべき（今後、市の総合計画にも反映させるという表現でもよい。） （例）八代市では、令和2年7月豪雨で甚大な被害を受けた坂本町の一日も早い復旧・復興を果たすために、令和●年●月に八代市坂本町復興を策定しました。復興計画の基本理念※として①「ひとりも取り残さない安心なまちづくり」②「次世代へつなぐ安全なまちづくり」③「みんなで取り組む持続可能なまちづくり」の3つの方針を定め、坂本町の全ての方が安心して暮らし、坂本町の魅力が増し、若い人の移住などにより世代交代し活性化した坂本町を持続させるために、みんなで知恵を出して取り組むまちづくりを目指します。 まちづくり計画とは、被災者地震による復興や行政 主導の公共事業、地域団体等による復興支援など、各主体の適切な役割分担や提携・協働により、坂本町全体の復興に向けたまちづくりのあり方を記載したものです。 また、坂本町は広域であるため、復旧・復興が加速するよう、8つの地区に分け、地域の皆さんに主体的にまちづくり計画づくり参加していただきました。八代市復興まちづくり計画は、地区毎の提案を受け止め、災害に強く、未来への希望につながるまちづくりのために、地域と行政が連携して策定したものです。今後の市の総合計画にも反映させていただきます。 【備考】 ※3つの方針は、安心安全をうたっているが、「みんなで取り戻す生き生き笑顔のさかもと」だけでは、安心安全なまちづくりの方針が見えない。被災した住民にとっては、安心安全が入っていないフレーズだけの使用は絶対にしないでほしい。（単なる地域活性化計画とは意味合いが違う）	令和4年2月に策定した第2次八代市総合計画第2期基本計画では、施策として新たに「坂本町の創造的復興」を設けており、その中で、坂本町の復興まちづくりの方向性を示しています。本計画については、その内容をより具体化させた個別計画として策定しており、総合計画と一体的な推進を図っていくこととしています。	(1)要望(計画に関するもの)	(3)補足
42	P4 第1章 計画の概要 4.計画策定の検討体制	第1章 計画の概要 2.計画の構成 【意見】 計画の構成は「地区別計画」「災害公営住宅の整備」、「坂本支所を中心とした生活サービス拠点の形成」「避難先の確保や新たな防災拠点の整備」の4つから構成されるが、「地区別計画」は住民が中心、その他3つは市役所が実施する事業を記載したものと思われる。	P8の(3)地区別復興まちづくり計画に基づく取組の進め方に記載しているっており、計画策定に向けては、計画を構成するそれぞれの取組について、地域住民や被災された方々のご意見やニーズを踏まえた検討を行っています。	(4)その他	(3)補足
43	P10 第2章 地区別復興まちづくり計画	第1章 計画の概要 3.計画の対象地域 【意見】 懇談会では全体では実施されず、地区別に開催されたが、懇談会の結果として共通する事項は、坂本町全体として共通事項として実施すべき。計画の対象も坂本町全域としているので、共通事項を抜き出すことで地域毎の計画がシンプルになり、地域毎のやるべきことがはっきりするので、共通事項を構成に入れるべき。	ご意見の坂本町全体に共通する部分については、今後、坂本町の復興を進めていくうえでも必要と考えられます。地区別計画の取組を進めていくうえでの体制づくりとあわせ検討を行います。	(3)提案	(3)補足
44	P4 第1章 計画の概要 4.計画策定の検討体制	第1章 計画の概要 3.計画の対象地域 【意見】 「災害公営住宅の整備」、「坂本支所周辺を中心としたサービス拠点の形成」「避難先の確保や新たな防災拠点の整備」については、主に行政が実施する事業であるが、この中に住民の意見を反映する仕組みを計画には記載してほしい。	これまで開催した説明会等においても、地域住民のご意見を求めながら進めてまいりました。今後も引き続き、地域住民との意見交換を行いながら事業を進めることとしています。	(1)要望(計画に関するもの)	(2)参考

No.	該当箇所	意見の内容	意見に対する本市の考え方	意見の種類	意見の取扱い
45	-	第1章 計画の概要 3.計画の対象地域 【意見】 住宅については、どの地区からも意見が出ているが、災害公営住宅の整備だけでなく、市外からの移住促進として、空き家を利活用した、支所職員や小中学校の職員住宅の整備や、坂本町内・八代市内から移住希望者のための住宅の確保としても市営住宅の整備が必要であり、復旧・復興と併せて計画すべき。	現在、仮設住宅の延長希望に伴い被災者の住まいの再建方法等についてご相談いただいています。今後、ある程度まとまった希望者がおられれば、空き家の利活用や市営住宅などの整備の可否や方法を検討していきます。	(1)要望(計画に関するもの)	(3)補足
46	P4 第1章 計画の概要 4.計画策定の検討体制	第1章 計画の概要 4.計画策定の検討体制 (1) 地区別計画の策定 【意見】 「球磨川の洪水被害を受けた」→球磨川に直接面していない地区もあるし、被害は球磨川の洪水被害だけでない。支流の氾濫、山地災害、停電、水道停止等、表現が不足している。ここでは、重点地区を設定せずに、敢えて坂本町全域を対象として8地区に分けて地区別計画を策定した理由を記載すべき。	「令和2年7月豪雨による被害を受けた地区」という表現に修正します。 また、地区別計画を策定した理由として坂本町には地区ごとの特性があることからP4第1章計画の概要、4.計画策定の検討体制、(1)地区別復興まちづくり計画の策定に「個性を活かした」を追記します。	(1)要望(計画に関するもの)	(1)反映
47	P58 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 1.災害公営住宅の整備	第2章 創造的復興へ向けた取組 1.災害公営住宅の整備 【意見】 被災者の住まい再建の方法は災害公営住宅のみではない。被災者の意向や坂本町におけるコミュニティの維持を目指すのならば、市として災害公営住宅以外で坂本町での住まい確保についても記載すべき。例えば西部地区に市営住宅（新設でなく、空き家の利活用でもよい）の確保、嵩上事業を活用した被災地域の宅地の造成など、相良村は治水計画完成まで時間がかかるため、村で宅地を確保した。予算の裏付けがなく、今すぐできなくても、創造的復興を計画することが坂本町に戻る支えになる。是非記載してほしい。	被災者の中で、自立再建が難しいと考えられる方のために、国の補助を受け、市が整備する公営住宅が災害公営住宅です。今回は坂本町内の市有地など4か所に整備します。 建設にあたっては浸水の可能性や土砂災害の危険性などの災害リスク、及び避難経路の確保などを考慮し、建物様式や構造等を計画しており、これも創造的復興と考えています。 また、地区別計画にも一部記載されていますが、空家バンク制度の活用も住まい確保のための手段と考えます。	(2)要望(その他)	(2)参考
48	P58 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 1.災害公営住宅の整備	第2章 創造的復興へ向けた取組 1.災害公営住宅の整備 【意見】 災害公営住宅の候補地の状況欄に、候補地となった理由もわかるように、候補地や周辺地域のどこまで浸水したのか7月豪雨時の状況も記載すべき。	復興まちづくり計画のP58の(2)災害公営住宅の整備候補地に災害公営住宅の選定条件を記載しています。	(3)提案	(3)補足
49	P64 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 2.坂本支所を中心とした生活サービス拠点の形成	第2章 創造的復興へ向けた取組 2.坂本支所を中心としたサービス拠点の形成 【意見】 表現は「サービス拠点の形成」というより「再生」「再建」という表現がただしいのでは。	創造的復興として、新たなまちづくりを進めていくため「形成」と表現しています。	(3)提案	(3)補足
50	-	第2章 創造的復興へ向けた取組 2.坂本支所を中心としたサービス拠点の形成 【意見】 治水計画との兼ね合いは？治水計画で支所付近は計画洪水量を示す地点にすらない。 ライブカメラの設置などは？	ライブカメラの設置等については、引き続き、国土交通省と協議を行います。	(4)その他	(3)補足
51	P64 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 2.坂本支所を中心とした生活サービス拠点の形成	第2章 創造的復興へ向けた取組 2.坂本支所を中心としたサービス拠点の形成 【意見】 支所機能が喪失するかもしれない場所に支所を再建することははなはだ疑問。もっと安全な候補地があったはず。創造的復興とは？	地域住民や関係機関などからは、5箇所の候補地に対し「現地での再建」を望む声が一番多く寄せられており、併せて、「早期の再建」「まち機能の集約化」といったご意見もいただいています。また、「八代市坂本支所再建に係る有識者検討会」での検討結果の報告を受け、総合的に検討した結果、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトによって安全性が高まることを踏まえ、より安全性を確保するため現地盤高より3m程度のかさ上げ等を実施した上で「坂本支所の再建位置は、現位置付近一帯とする」と決定したところです。	(4)その他	(3)補足

No.	該当箇所	意見の内容	意見に対する本市の考え方	意見の種類	意見の取扱い
52	P68 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備	第2章 創造的復興へ向けた取組 2.坂本支所を中心としたサービス拠点の形成 【意見】 支所は坂本町民の生命財産を守る役割があるはず。支所の建物は被災しなかったとしても、水害や地震を想定し、将来の災害時に支所機能をどう移転するのかまで計画しておくべきだし、職員は訓練しておく必要がある。（記載できないならば、今後どうするのか。他の支所も同様である。）	坂本支所においては、右岸・左岸それぞれに設置予定の「防災拠点施設」に支所機能を移転し、災害対応を継続する計画としています。なお、地域防災計画における支所の代替施設については、全ての支所ごとに複数施設を指定しています。	(3)提案	(3)補足
53	-	第2章 創造的復興へ向けた取組 2.坂本支所を中心としたサービス拠点の形成 【意見】 当日は支所の情報が本所に届かなかったと聞いている。そのような場所に再建するにあたって、支所周辺の当時の被害状況についても詳細に記録として残し、次の災害時の参考にすべき。また復元できない書類など、たくさんあったのではないかとそれらをどうしたのか？記録と今後の対処法を記載すべき（被害状況を記載できないのであれば、今後どうするのか。別途記録集を作成するのか。他の支所の参考にもなる）。	支所と本庁を結ぶネットワークや固定・携帯電話回線が寸断したため、情報共有ができませんでした。その状況については、令和2年7月豪雨災害検証報告書に記録し、対策については地域防災計画に記載しています。また、被災した文書については、必要なものは復元し保管しています。	(3)提案	(3)補足
54	-	第2章 創造的復興へ向けた取組 2.坂本支所を中心としたサービス拠点の形成 【意見】 支所再建に係る費用はどこから賄われるのか？（補助金？起債？）それによって、再建期限や何か制限されることがあるのか？	令和7年12月の再建目標に向け取組を進めています。また、再建にかかる財源につきましてもあわせて検討を行っており、できる限り市の実質負担が抑えられる形で整備を進める予定としています。	(4)その他	(3)補足
55	P68 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備	第2章 創造的復興へ向けた取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 【意見】 まず最初に、7月豪雨では避難所は被災していない避難所でも、そこに避難できない状態であった。また、停電、ネット通信の遮断など、支所との情報交換さえもできなくなりました。	ご意見のような状況を踏まえて、身近な避難先の確保に向けた自主運営避難所への支援や、早めの避難を呼びかけています。通信の寸断に備えて、令和3年度に坂本町の旧小学校8校区に衛星携帯電話の配備を行いました。	(4)その他	(3)補足
56	P68 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備	第2章 創造的復興へ向けた取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 【意見】 避難所等を再整備するのであれば、7月豪雨の前と後でどう改善されたかわかるように、7月豪雨までの坂本町の避難所一覧（自主避難所も含む）を記載し、その時の避難状況を記録しておくべき。その上で今後どこが避難所として避難しやすいか検討するべき。	市が指定する避難所については、令和2年7月豪雨でどこが被災し、どのように改善したのか、検証報告書に記載することとしています。また、指定避難所を含め、住民の避難先の決定・確保に向け、出前講座などを通してマイタイムラインや避難スイッチの普及を図っています。その中で、実際の避難先などについても情報収集したいと考えています。 いただいたご意見は参考とさせていただきます。	(3)提案	(2)参考
57	P68 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 P6 第2章 地区別復興まちづくり計画	第2章 創造的復興へ向けた取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 【意見】 次に、市として避難所だけでなく、主要避難ルートの確保（多重化）や連絡体制の整備・確保、避難訓練についての計画が重要。記載できない部分については、これからどうするか、記載すべき。（地区別計画に記載するだけではわかりづらい。地区別計画には、字単位の避難所や避難経路を記載するなどし、地区別計画と区別する。）	市では、各地区で「地区防災計画」を作成していただくこととしています。その中で避難のタイミングや避難先、避難ルートなどについても検討、記載することとしています。引き続き、その支援を行っていきます。	(3)提案	(2)参考
58	P68 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備	第2章 創造的復興へ向けた取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 【意見】 また、避難所は、一時的なのか、長期避難も可能なのか、役割を考えて、エアコンなどの整備をすべき。	ご意見のとおり、指定避難所に対するエアコンなどの整備については、長期的避難が可能な施設を優先して行うこととしています。	(3)提案	(3)補足
59	P68 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備	第2章 創造的復興へ向けた取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 【意見】 P18の「防災拠点に求められる機能の令和2年7月豪雨を踏まえ、防災拠点には、次のような機能が必要になると考えられます。」について。 ．．．防災拠点の定義がよくわからない（定義はあるのか？）新たな防災拠点の整備ということは、これまで支所が防災拠点であったということか？	防災拠点とは、災害対策活動の拠点としての機能を総合的かつ有機的に果たすため、自治体の実情に応じて定める施設や場所のことです。 市では今回の災害を踏まえて、最低限の機能として「防災関係機関の活動拠点」、「物資の集積拠点」、「現地災害対策本部・支所機能」が必要と考えています。 上記の拠点として、支所のほか、くま川ワイワイパークなどの使用を考えていましたが、豪雨で被災して使用できなくなったことを踏まえ、新たに整備することとしました。	(4)その他	(3)補足

No.	該当箇所	意見の内容	意見に対する本市の考え方	意見の種類	意見の取扱い
60	P68 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備	第2章 創造的復興へ向けた取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 【意見】 防災拠点の全ての機能をこの候補地で可能なかスペースの試算は行ったのか？	建設候補地は、ハザードマップでの危険区域ではないこと、人や物を輸送する道路が複数あることなどの条件やスペースも考慮の上、これら2箇所を整備することとしました。	(4)その他	(3)補足
61	P71 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 (2)新たな防災拠点の整備の概要 ③防災拠点の整備イメージ 2.左岸:田上社会教育センター	第2章 創造的復興へ向けた取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 【意見】 防災拠点になれば、そこは避難所としては使えなくなるということか？	田上社会教育センターについてはスペースを分け、避難所としても引き続き指定することとしています。	(4)その他	(3)補足
62	P71 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備	第2章 創造的復興へ向けた取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 【意見】 7月豪雨時の道路被災状況を踏まえ、左岸側については、二見方面への避難路の確保（拡幅等の改良）をしなければ、防災拠点として使えないのではないか？道路改良計画について計画にはっきりと記載すべき。（予算の裏付とは別に）	県道破木二見線については、災害時に重要な路線と考えており、復興まちづくり計画にも災害時の避難ルートとして位置付けています。また、県道であることから、今後も県に対し、継続的な道路整備について要望を行っていきます。	(3)提案	(2)参考
63	P68 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備	第2章 創造的復興へ向けた取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 【意見】 現在の計画は、避難所や防災拠点を整備するだけの計画は単なるハード整備のみ。ハード整備は誰が決定するのか（住民の意見は反映されるのか？）	防災拠点の必要な機能を踏まえた場所については、市で決定させていただきま。今後、地域住民のご意見を聞きながら、その整備の内容を決定したいと考えております。	(4)その他	(3)補足
64	P68 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備	第2章 創造的復興へ向けた取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 【意見】 そもそも坂本地区の場合、避難所よりもソフト体制をどうするのが今回の7月豪雨の課題であり、そのことを記載しない計画は被災自治体の計画とは思えない。避難経路の見直しや、避難呼びかけの中心となる自主防災組織等の育成、7月豪雨で構築された民間事業体や団体との支援体制等、記載しておくべきことは多々あると思われる。危機管理としてハード整備だけを記載するような計画は改善すべき。	いただいたご意見の内容については、非常に重要でかつ緊急を要するものと考えており、令和3年度に八代市地域防災計画の修正を行い、記載しています。	(3)提案	(3)補足
65	P68 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備	第2章 創造的復興へ向けた取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 【意見】 「身近なところに避難したい」「支援物資の配布元がどこか」という意見を踏まえ、自主運営避難所をどこまで活用するのか、自主運営避難所の位置づけが見えない。運営のノウハウ提供とは誰が提供するのか？	自主運営避難所は、一時的に難を逃れる場所としての位置づけと考えており、まずは避難時に必要な物資を提供する予定です。 その具体的な支援制度については、現在検討を行っており、別途ご説明することとしています。	(4)その他	(3)補足
66	P68 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備	第2章 創造的復興へ向けた取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 【意見】 特に支援物資については、問題は場所の確保より、時間の経過とともに変化する被災者や各避難所の要望に対し、支援物資が必要な時に必要な人に届かなかったことである。物資の配布や情報の停滞などボトルネックを解決するためには、支援物資の仕分けや配布業務をボランティア団体等に依頼する方法がある。避難所運営も含め平常時から協定を締結するなどして事前に準備しておくべきで、計画に記載してほしい。過剰な施設整備より避難所運営の人材確保が重要。	いただいたご意見のボランティアの活用、避難所運営における人材の確保については、重要な課題と認識しており、市の地域防災計画において記載しています。	(2)要望(その他)	(2)参考

No.	該当箇所	意見の内容	意見に対する本市の考え方	意見の種類	意見の取扱い
67	P68 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備	第2章 創造的復興へ向けた取組 3.避難先の確保や新たな防災拠点の整備 【意見】 これらを踏まえ、項目としては、「避難先の確保や新たな防災拠点の整備」だけでは課題への対策となっていない。ソフト対策については、自助・共助を促進し、住民の防災意識向上や災害時の実践的な対応力向上や、食料の調達や支援物資の仕分け・運送、避難所運営・避難生活支援、医療・救護活動等、災害前と災害後でどう改善されたかを記載する必要がある。 市の防災計画との関係やハード整備に活用する具体的事業名等の記載も必要と思われる。（具体的に記載できない場合は、今後どうするかを記載する）	いただいたご意見の自助・共助の推進、被災者への支援などは重要な課題と認識しており、市の地域防災計画において記載しています。	(1)要望(計画に関するもの)	(2)参考
68	P6 第2章 地区別復興まちづくり計画 (1)地区別復興まちづくり計画の概要	第3章 地区別計画 (1) 地区別計画の概要 【意見】 ・坂本町全域を8校区に分けたところで、本来被災して復興すべき地域がどこなのかばやけてしまった（一般的なまちづくり計画は被災地を重点地区として計画する）。しかし、全ての地区で計画を策定したことで、豪雨災害前からの課題も改めて確認することになった。	復興はもとより、ご意見の発災前からの課題についても地域住民とともに取組を進めていきます。	(3)提案	(2)参考
69	P6 第2章 地区別復興まちづくり計画 (1)地区別復興まちづくり計画の概要	第3章 地区別計画 (1) 地区別計画の概要 【意見】 復興計画は短期間で作成したため、不足する部分も多い。まちづくり計画は復興計画よりも具体的な計画を記載するものであるから、坂本町全体のまちづくり計画を記載することは復興計画自体を理解しやすくする。特に地域懇談会等で出た町全体に係る案件については、町全体で取り組む計画として再掲するべき。	旧小学校8校区ごとの課題や想いを踏まえ、それぞれの個性・特徴を活かしたまちづくりを考える必要があります。このことから、「復興まちづくり計画」としてとりまとめを行ったところであり、各地区でのまちづくりを進めていくことが、坂本町全体の地域振興につながると考えています。 ご意見の坂本町全体に共通する部分につきましては、今後、坂本町の復興を進めていくうえでも必要と考えられますので、地区別計画の取組を進めていくうえでの体制づくりと併せ検討を行います。	(1)要望(計画に関するもの)	(3)補足
70	P7 第2章 地区別復興まちづくり計画 (2)地区別復興まちづくり計画の構成	第3章 地区別計画 (2) 地区別計画の構成 【意見】 被害状況については、復興計画に地区別の被災状況が記載されていないことから、地区別に（家屋被害だけでなく）人的被害や浸水高さ、道路、河川、公共施設、水道、電気、ネット等についても固有名称で詳細を記録しておくべき。（市道●●線など）。どこが被災したか将来の町民にわかるように記録しておくべき。	被害状況の詳細については、記録に残すべきと考えており、令和2年7月豪雨災害検証報告書(令和4年3月28日公表)に記載しております。	(1)要望(計画に関するもの)	(3)補足
71	P7 第2章 地区別復興まちづくり計画 (2)地区別復興まちづくり計画の構成	第3章 地区別計画 (2) 地区別計画の構成 【意見】 地図は、範囲が広すぎて、何が記載されているのかわからない。ページをケチらないで、浸水危険地域と土砂災害危険地域に分けた上で、嵩上げ地区を示すなど数枚に分けて、被害想定区域を住民に理解してもらうよう工夫した方がよい （輪中堤嵩上げ対象地区は写真よりも地図の方が分かりやすいのでは？球磨川流域で一つ図示した方が、浸水区域がわかりやすいのでは？地区別に分ける必要がない項目は町全体で地図を作成するなど）	八代市総合防災マップweb版のリンク先を追記します。また坂本町における球磨川水系緊急治水対策プロジェクト（輪中堤・宅地かさ上げ）箇所地図につきましても併せて追記します。	(2)要望(その他)	(1)反映
72	P7 第2章 地区別復興まちづくり計画 (2)地区別復興まちづくり計画の構成	第3章 地区別計画 (2) 地区別計画の構成 【意見】 懇談会の意見の羅列で復興に向けた課題とこれまでの課題が混同しており、わかりにくい。坂本町全体としてこれまで課題が顕在化したことについても、触れた方がよい。	創造的復興に向け、できる限りこれまでの課題の解決も合わせて目指したいと考えています。地区別計画には、地区別懇談会等で地域住民から出されたご意見を出来るだけ記載しています。 分かりにくいかもしれませんが、ご理解願います。	(1)要望(計画に関するもの)	(3)補足
73	P7 第2章 地区別復興まちづくり計画 (2)地区別復興まちづくり計画の構成	第3章 地区別計画 (2) 地区別計画の構成 【意見】 住民任せの懇談会で、このような作業に不慣れなため、意見の洗い出しも集約もできておらず、課題の整理ができていない（時間不足）。	復興に向けた課題については、4回にわたり地域住民と懇談会を重ねており、出来るだけ分かりやすくするため、3つの課題として地区ごとに取りまとめました。	(1)要望(計画に関するもの)	(3)補足
74	P7 第2章 地区別復興まちづくり計画 (2)地区別復興まちづくり計画の構成	第3章 地区別計画 (2) 地区別計画の構成 【意見】 コンサルに計画の業務委託をしているのであれば、コンサルを正式に紹介して懇談会でも業務を行ってほしかった。	地区別懇談会は市の主催であり、職員が中心となって運営を行いました。委託しているコンサルティング会社については、懇談会を含め適切に業務を行っています。	(2)要望(その他)	(3)補足

No.	該当箇所	意見の内容	意見に対する本市の考え方	意見の種類	意見の取扱い
75	P7 第2章 地区別復興まちづくり計画 (2)地区別復興まちづくり計画の構成	第3章 地区別計画 (2) 地区別計画の構成 【意見】 課題（意見）と取組との関係が分かりにくい（表現が違う、ページが違う）。課題を無理矢理3つに分けているので、意見と課題の説明がしっくりこない。	できるだけ課題に対応するよう「復興まちづくりプロジェクト」のとりまとめを行っています。しかしながら、全ての課題への対応は困難であり、地区別懇談会での検討を踏まえ調整しています。 分かりにくいかもしれませんが、ご理解願います。	(4)その他	(3)補足
76	P7 第2章 地区別復興まちづくり計画 (2)地区別復興まちづくり計画の構成	第3章 地区別計画 (2) 地区別計画の構成 【意見】 町全体の取組として表を作成し、取組地区の項目を設ければ、同じ取組は一緒に取り組みやすい。もしくは、地区別に年度を分けるなど、工程表も視覚的にわかりやすい。	地区別懇談会で出されたご意見を踏まえ、取りまとめを行っています。 ご意見の坂本町全体に共通する部分につきましては、今後、坂本町の復興を進めていくうえでも必要と考えられますので、地区別計画の取組を進めていくうえでの体制づくりと併せ検討を行います。	(3)提案	(3)補足
77	P7 第2章 地区別復興まちづくり計画 (2)地区別復興まちづくり計画の構成	第3章 地区別計画 (2) 地区別計画の構成 【意見】 地区別計画には、その地区に特徴的なものを具体的に記載した方がよい。	地区別懇談会で住民からいただいたご意見を踏まえた地区別計画としています。	(3)提案	(3)補足
78	P8 第2章 地区別復興まちづくり計画 (3)地区別復興まちづくり計画に基づく取組の進め方	第3章 地区別計画 (3) 地区別計画に基づく取組の進め方 【意見】 地区別計画は「令和4年3月時点版」であり、引き続き検討を行いながら、随時見直していくこととします。と記載されていますが、いつ誰が見直すのか。住民不在とならないようにしてほしい。	P8の(3)地区別復興まちづくり計画に基づく取組の進め方に記載しているとおり、市政協力員や住民自治協議会、地域振興会や自治会などと連携し随時見直しを行うこととしています。	(1)要望(計画に関するもの)	(3)補足
79	復興まちづくり計画全般	全体的に 【意見】 住民の皆さまという表現は過剰だと思う。住民、市民、皆さんという表現で十分。	ご意見を参考に適宜修正します。	(1)要望(計画に関するもの)	(1)反映
80	復興まちづくり計画全般	全体的に 【意見】 坂本支所の立ち位置がよくわからない。避難予想などは、支所の意見も反映しているのか？以前、大雨で県道が浸水する予想があるのに、中学校は通常授業のままであった。本所に何もかも判断を任せていては坂本住民は守れない。支所からも積極的に情報発信をして欲しい。	市の地域防災計画において、支所は、危険箇所や被害状況を収集し、報告することとしています。今後も支所・本庁と連携しながら適切に対応していきます。	(2)要望(その他)	(3)補足
81	P64 第3章 復興まちづくりを支える主な取組 2.坂本支所を中心とした生活サービス拠点の形成	【八代市坂本町支所周辺まちづくりについて】 坂本支所一体を生活サービス拠点として整備するにあたって、同じ建物内もしくは雨に濡れないで行き来できる形で郵便局や銀行を整備して欲しい。	ご意見は、今後の支所周辺まちづくりの参考とさせていただきます。	(1)要望(計画に関するもの)	(2)参考
82	-	【八代市坂本町支所周辺まちづくりについて】 また、肥後銀行は営業所を再開しないという話もきくが、他行がくる予定なのですか？ 銀行機能がない場合は、ＡＴＭだけでも設置してもらえないか？	ご意見につきまして、関係機関と協議しながら金融サービスの低下を招かないように努めていきます。	(2)要望(その他)	(2)参考

No.	該当箇所	意見の内容	意見に対する本市の考え方	意見の種類	意見の取扱い
83	-	【デジタル医療事業について】 診療車が巡回するイメージ図があるが、山間部、谷筋が多数ある坂本町全域で、確実に行える通信手段は確保されているのですか？	診療車の巡回エリアは、今後、関係機関による協議会を設置し、決定する予定にしています。安定した通信環境が得られる場所を中心として、協議会で対応を検討していきます。	(4)その他	(3)補足
84	-	【デジタル医療事業について】 また坂本町全域は、広域であるため回診で回るのは時間的に件数が限られるのではないかと。そのため、坂本町内もしくは支所内に診療所のようなモバイル診療拠点を設置して、（通信機器と看護士のかたと回診につかう医療器具を用意してもらい） 患者のほうがその場所に来てもらって通信して受診するのはどうか？（動けない方のみ自宅まで回診してもらう二段階構成にしてはどうか）そのほうが1日で多くの方が受診できないか。	デジタル医療MaaS事業については、今後、県や郡医師会などの関係機関による協議会を設置する予定にしており、その中でいただいたご意見の方法など、具体的な運用方法についても協議していきます。	(4)その他	(3)補足
85	復興まちづくり計画全般	【旧小学校8校区での「まちづくり案」と全体の復興計画について】 それぞれに分けて作っていただいた計画案を個々にのみ捉えるのではなく、要望が共通している河川の安全性向上や道路に関する要望を全体の計画案へ反映して、全体の計画案のなかでの優先順位をつけていただいたり、計画の補完をするようなかたちで捉え実行してもらえないか？	ご意見の坂本町全体に共通する部分については、今後、坂本町の復興を進めていくうえでも必要と考えられます。地区別計画の取組を進めていくうえでの体制づくりとあわせ検討を行います。 また、今後の取組の進め方としては、住民ひとりひとりが主役となり、住民自治協議会、地域振興会、自治会、市政協力員、八代市などが連携し外部からの支援をいただきながら復興に向けた取組を進めていくこととしています。	(2)要望(その他)	(3)補足
86	-	【防災について】 令和2年7月水害では、上流瀬戸石ダムからの放流放送が完了されなかった。越流情報もリアルタイムに下流に届けられなかった。万が一、瀬戸石ダムにせき止められた流下物が爆発するなどして、ダム堤体が決壊するなどしていたら、救助作業している方や、避難先の人々まで被害にあう状態であった。運よく無事であったただだと認識している。ゆえに、幾度も瀬戸石ダム決壊を織り込んだハザードマップを八代市に作製していただくよう声を届け続けたが採用されなかった。安心安全の暮らしのためには、瀬戸石ダム決壊を盛り込んだハザードマップ、及び避難計画が必須である。再稼働の前に整備するか、瀬戸石ダム撤去を市として要望していただきたい。	瀬戸石ダムの安全性の有無や運行再開については、流域住民及び本市に対し丁寧な説明を行うよう、所有者である電源開発株式会社に要請を行っています。また、電源開発株式会社からの瀬戸石ダムの安全性や運行再開に係る説明を受けたいうえで、電源開発株式会社とともに流域住民の安全・安心に必要な取組を進めていきます。	(2)要望(その他)	(3)補足
87	-	【山の現状と課題について】 被災を拡大させたと思われる山間部からの土砂流出、及び流木発生源への対策として、砂防堰堤の築造しか対策が記載されていない。大型重機乗り入れによる道づくりを前提にした大規模皆伐による山腹崩壊や、保水力の低下などの実態を細やかに検証し、皆伐に関わる補助制度の制限などにより、山間部の保水力を高める政策を採用していただきたい。	森林の皆伐について、保安林においては制限が設けられていますが、その他の森林においては、森林整備計画に基づいたものであれば特に制限はありません。 森林の保水力向上に向けて循環利用するために、従来から人工林の植林、下刈り、間伐に対する補助の仕組みがあり、搬出間伐に対する補助も予算を拡充しました。また、特に皆伐が増えている現状から、伐採後の再造林にも力を入れていくこととしているところです。 シカの食害対策を講じながら、植林した木が健全に育つことにより森林の保水力向上につながるよう努めていきます。	(2)要望(その他)	(2)参考
88	-	【山の現状と課題について】 自伐型林業など、小規模な事業者で、幅の狭い作業道で崩落リスクを最小限に出来る林業へ転換するような助成制度を充実していただきたい。皆伐施業から大径材生産を目指した長伐期多間伐施業への転換を地域全体で促せるような、産業育成と治山事業を両立するような事業を復興まちづくりプロジェクトに反映していただきたい。	森林を適切に管理し、水源涵養や災害防止などの公益的機能を発揮させるため、所有森林を今後どのように管理していくかの意向調査を進めているところです。どのような森林の管理がその土地、個人の考え方と合致するのかを検討することとしており、いただいたご意見はその検討のための参考とさせていただきます。	(2)要望(その他)	(2)参考
89	-	【川を利用した地域づくりに関連して】 堤防のかさ上げ等で、川に降りる道が減っていくのが予想される。過去の航空写真から、川に降りる道の本数を数え、適当な場所、箇所で川へおりやすい道を整備していただきたい。	令和3年2月に策定した復興計画の中でも、「球磨川・坂本地区かわまちづくりの推進」に取組むとしており、国土交通省と住民など関係者と協議を行っています。	(2)要望(その他)	(3)補足
90	-	【復興作業、支流の整備に関して】 復興作業、地域の支川がどんどん生物多様性を失う工事が増えている。生物多様性国家戦略に沿う形で、豊かな自然環境を損なわない工事を行うよう、地域づくりとして地域の魅力の損失に繋がらない形での工事を行える指針を復興事業として取り入れて頂きたい。	いただいたご意見については、本市のほか国土交通省や熊本県などの工事発注者や、工事請負業者等関係機関と情報共有します。	(2)要望(その他)	(3)補足

No.	該当箇所	意見の内容	意見に対する本市の考え方	意見の種類	意見の取扱い
91	-	【河道の拡幅について】 一切記述がない。河道を拡幅出来るところ、川幅を再生出来るところは坂本内にも多数ある。今まで幾度も声をお届けしてきたが、一度も検証検討すら行われなかった。住民の声を反映しているとはいえない計画案である。過去の川幅と現在、これからの川幅について、地域づくりのために、治水安全度向上のためにも検討する箇所を策定し、地域と合意形成を図る場を創出していただきたい。	球磨川の整備については、球磨川水系流域治水プロジェクトにより、各地区の特性に合わせて実施されています。現在、球磨川水系河川整備計画の策定手続きが進められておりますが、その中で関係住民の意見聴取が予定されていません。	(2)要望(その他)	(3)補足
92	P36 第2章 地区別復興まちづくり計画	①まちづくり計画（案）全体の構成について （坂本支所について） 藤本地域のプロジェクト2「坂本町の拠点機能回復プロジェクト」とありますが、坂本支所の再建については、まちづくり計画の4つの柱の一つに位置付けられていますので、藤本地域のプロジェクトの中に入れてもいいのではないかと思います。 小・中学校や八竜天文台、ワイワイパークなど、藤本地域の社会資源の利活用についてのプロジェクトが少ないので、支所再建以外のプロジェクトについての記載を希望します。 （例）小・中学校と地域住民の交流イベント開催、坂本校区の運動会の再開、八竜天文台での星空グランピングの整備、ワイワイパークの整備（屋根つき休憩所の設置、授乳室・おむつ交換場所の設置、キッチンカーイベントの実施）など	坂本町の拠点機能回復プロジェクトについては、地区別懇談会でのご意見を踏まえ、藤本地区の復興まちづくり計画に位置づけております。 いただいたご意見の、それぞれの施設等での具体的な取組については、学校や施設管理・運営者等の主体的な取組等が必要なことから、いただいたご意見も含め地域住民とともに検討していきたいと考えます。 なお、ワイワイパークを活用したイベントの開催については、中谷地区の復興まちづくりプロジェクトに記載しています。	(1)要望(計画に関するもの)	(2)参考